

関係各位

京都府商工労働観光部長

新型コロナウイルス感染症の京都府まん延防止等重点措置について

平素より新型コロナウイルス感染拡大防止に御協力いただき、ありがとうございます。
 今般、4月9日に開催された第38回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置を講じることとし、府民や府内事業者に対して、下記のとおり要請及び働きかけをすることといたしました。
 つきましては、貴団体会員企業・事業所の皆様に対して、要請及び働きかけの内容等を周知いただきますようお願いいたします。

記

1 まん延防止等重点措置

- 区域 京都府全域
- 期間 令和3年4月12日（月）0時から令和3年5月5日（水）24時まで
- 内容

(1) 外出の自粛等を要請

- ・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと
- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所・時間を避けて行動すること
- ・京都府外への不要不急の往来を自粛すること
- ・感染リスクの高い施設の利用を自粛すること
→感染防止対策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など

(2) 催物（イベント等）の開催制限を要請

- ・主催者、施設管理者等に対し、以下の要件に沿った開催を要請
- 【人数上限】 5,000人以下
- 【収容率】 大声での歓声・声援等がないことを前提 100%以下
 大声での歓声・声援等が想定されるもの 50%以下※
 ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい（50%を超える場合がある）
- 【事前相談】 全国的な移動を伴うイベントや、参加者が1,000人を超えるイベントは、事前に京都府相談窓口へメール等により相談
- ※人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度

(3) 施設の使用制限等を要請【京都市】

① 特措法に基づく要請

- ※ 営業時間短縮要請については、営業時間の終了時刻が21時から20時に（酒類の提供は、20時30分から19時に）変更されています。

対象施設	要請内容(特措法第31条の6第1項に基づくもの)
【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設等】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>営業時間短縮（5時～20時）を要請</u> <u>（ただし、酒類の提供は11時～19時）</u> ・ 従業員への検査勧奨 ・ 入場者の感染防止のための整理・誘導 ・ 発熱その他の症状のある者への入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業を行う場所の消毒 ・ 入場者に対するマスクの着用、その他の感染防止措置の周知 ・ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止 ・ 施設の換気 ・ アクリル板等の設置や適切な距離の確保等飛沫感染防止
	要請内容（特措法第24条第9項に基づくもの）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ CO2センサーの設置 ・ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 ・ カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）

【協力金の支給】（店舗への支給額）

1店舗当たり、時短要請に応じた1日当たり、事業規模（売上高）に応じた支給額（定休日を除く） ※後段「<参考>」を参照のこと

【時短見回りチーム】

期間中は、府・京都市が連携して飲食店等への個別確認指導を実施

②特措法によらない働きかけを行う施設

対象施設	内容
<ul style="list-style-type: none"> ・運動施設、遊技場 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂、展示場 ・博物館、美術館又は図書館 ・ホテル又は旅館 （集会の用に供する部分に限る）	以下の内容について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・開催するイベントは、人数上限5,000人、かつ収容率50%とすること（大声での歓声等がない場合：100%） ・入場者の整理誘導等を行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ・遊興施設※ ・物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く） ・サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く） 	以下の内容について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・入場者の整理誘導等を行うこと

※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。これらの施設を含め、業種別ガイドラインの遵守を要請（特措法第24条第9項）。

（4）施設の使用制限等を要請【山城・乙訓地域】

①特措法に基づく要請

※営業時間短縮の要請期間は、4月21日（水）から5月5日（水）まで延長されます。

【要請エリア】山城・乙訓地域

宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村（15市町村）

対象施設	要請内容（特措法第24条第9項に基づくもの）
<p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p>【遊興施設等】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>営業時間短縮（5時～21時）を要請</u> <u>（ただし、酒類の提供は11時～20時30分）</u> ・従業員への検査勧奨 ・入場者の感染防止のための整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者への入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場者に対するマスクの着用、その他の感染防止措置の周知 ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止 ・施設の換気 ・アクリル板等の設置や適切な距離の確保等飛沫感染防止 ・CO2センサーの設置 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底 ・カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）

※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。これらの施設を含め、業種別ガイドラインの遵守を要請（特措法第24条第9項）。

【協力金の支給】（店舗への支給額）

1店舗当たり、時短要請に応じた1日当たり、4万円（定休日を除く）

※後段「<参考>」を参照のこと

(5) 施設の使用制限等を要請【南丹・中丹・丹後】

①**特措法に基づく要請 ※営業時間短縮の要請はありません。**

【要請エリア】南丹・中丹・丹後

亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町（10市町）

対象施設	要請内容（特措法第24条第9項に基づくもの）
<p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p>【遊興施設等】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>	<ul style="list-style-type: none">・従業員への検査勧奨・入場者の感染防止のための整理・誘導・発熱その他の症状のある者への入場の禁止・手指の消毒設備の設置・事業を行う場所の消毒・入場者に対するマスクの着用、その他の感染防止措置の周知・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止・施設の換気・アクリル板等の設置や適切な距離の確保等飛沫感染防止・CO2センサーの設置・業種別ガイドラインの遵守を徹底・カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）

※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。これらの施設を含め、業種別ガイドラインの遵守を要請（特措法第24条第9項）。

(6) 職場への出勤等

事業者等に対しテレワークの徹底等を要請

- ・出勤者数の7割削減をめざす
- ・テレワークのより一層の推進
- ・ローテーション勤務、時差出勤などの推進

2 感染の再拡大を徹底して防ぐためのお願い

(1) 一人ひとりが、うつらない、うつさない行動を！

【基本的な感染予防対策の徹底】

- ・マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保や3密（密閉、密集、密接）の回避など、基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。

【人と人との接触機会を減らす】

- ・各種イベント等、屋外の活動も慎重に行動してください。

【飛沫感染の防止】

- ・ウイルスは主に鼻と口から入ります。会話の時は必ずマスクをしましょう！

(2) 飲食機会の感染予防の徹底

【府民1人ひとりに対し要請】

- ・飲食時の「きょうとマナー」の徹底
- ・宴会や家族以外のホームパーティは控える
- ・外食時は、1人で「個食」、黙って「黙食」

【事業者に対し要請】

- ・カラオケを行う設備を提供している事業者の方は、マスク着用による「飛沫防止」など感染防止対策を徹底

<参考>

1 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（京都市内）の概要

1 要請期間	4月5日（月）～ 4月11日（日）【7日間】	4月12日（月）～5月5日（水）【24日間】
2 対象地域	京都市内	
3 要請内容	午前5時～午後9時の間の営業を要請 （酒類の提供は午前11時から午後8時30分まで）	午前5時～ 午後8時 の間の営業を要請 （酒類の提供は午前11時から 午後7時 まで）
4 対象施設	【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスは除く） 【遊興施設等】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外	
5 支給額	1施設（店舗）1日当たり4万円	事業規模（売上高）に応じた支給額 ※ 下記の【支給額の単価】参照 「事業規模（売上高）」は、確定申告書等の内容により算出 ※ 定休日等の店休日を除き時短要請に協力した日数に応じて支給
6 支給要件	次のいずれにも該当する事業主（大企業も対象となります） ・時短要請を行った令和3年4月2日（金）以前に午後9時から午前5時までの時間帯で営業を行っている「4 対象施設」を運営する企業・団体及び個人事業主であること。 ・時短要請を行った 令和3年4月9日（金） 以前に 午後8時から午前5時までの 時間帯で営業を行っている「4 対象施設」を運営する企業・団体及び個人事業主であること。 ・対象施設に関して、必要な許認可（※）等を取得している者であること。 ※ 食品衛生法における飲食営業許可 など ・「1 要請期間」のうち、時短営業の協力開始日から、定休日等の店休日を除き、連続して時短要請に応じた者であること ・新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等を遵守していること	
7 申請方法	要請期間終了後に受付予定	

【支給額の単価】

	前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
	～10万円	10～25万円	25万円～
中小企業者 （売上高による方法）	4万円/日	4～10万円/日 （1日の売上高の4割）	10万円/日
大企業 （売上高減少額による方法）	売上高減少額×0.4（上限額20万円）/日		

2 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（山城・乙訓地域）の概要 ※期間延長のみ

1 要請期間	4月5日（月）～ 5月5日（水）【31日間】
2 対象地域	山城・乙訓地域（宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）
3 要請内容	午前5時～午後9時の間の営業を要請（酒類の提供は午前11時から午後8時30分まで）
4 対象施設	<p>【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスは除く）</p> <p>【遊興施設等】バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外</p>
5 支給要件	<p>次のいずれにも該当する事業主（大企業も対象となります）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2 対象地域」内において、時短要請を行った令和3年4月2日（金）以前に午後9時から午前5時までの時間帯で営業を行っている「4 対象施設」を運営する企業・団体及び個人事業主であること。 ・対象施設に関して、必要な許認可（※）等を取得している者であること。 <p>※ 食品衛生法における飲食営業許可 など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1 要請期間」のうち、時短営業の協力開始日から、定休日等の店休日を除き、連続して時短要請に応じた者であること ・新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等を遵守していること
6 支給額	<p>1施設（店舗）1日当たり4万円</p> <p>※定休日等の店休日を除き時短要請に協力した日数に応じて支給</p>
7 申請方法	要請期間終了後に受付予定

※1, 2ともに詳細は京都府ホームページに今後掲載いたします。